

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月8日

照会部署 東北ブロック本部適用支援G

照会担当者 吉田 健司

連絡先 [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認 小澤

(案件)

(受付番号) No. 2010-191	非固定的賃金の単価変更時の随時改定について
------------------------	-----------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

非固定的賃金の単価が変更になった場合、随時改定の要件である「固定的賃金の増額又は減額、賃金体系の変更」に該当するか。

例) 月給制で、就労日数が変更となったが、基本給の変更なしで、超過勤務手当の単価のみ変更となつた場合等。

\* 平成22年12月に本庁適用微収対策室に電話にて確認時は、

「非固定的賃金の単価が変更となった場合も随時改定の要件に該当する。ただし、現在本庁において取り扱いを検討中である。」との回答を得ている。

\* 昭和36年1月26日保発第4号

(回答)

超過勤務手当等については、個々人の稼働状況による時間数の増減等は不確定であることから、随時改定の対象にはならないが、支給割合等などの固定的部分が変更となった場合は、随時改定の対象となる。

回答日 平成22年8月13日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[REDACTED] 主管担当部署の長の確認 山上

(軽微なものについてはグループ長)